

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局 まちづくり推進課
委託業務番号	令和4年度 長北ま委第13号
委託業務名称	北部振興局エレベーター保守点検管理業務
委託業務場所	長浜市木之本町木之本1757番地2 長浜市役所北部振興局
業務の概要	エレベーターの保守点検
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	501,600円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 [商号又は名称] 東芝エレベータ株式会社 関西支社
契約相手方の選定理由	当該業者は、本件の対象となるエレベーターの製造業者であるため、最良の維持管理ができる。また、故障時等不具合が生じた場合、本設備の製造業者である当該業者でしか、迅速な部品調達等の対応を行うことができないため当該業者を選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>